

【日本語教師の資格等に関して】

●2024年3月末までの旧制度

法務省告示機関（法務省告示校）

その学校の学生であるという身分をもって留学ビザを得られる日本語学校は、法務省が選定して告示するので、こう呼ばれる。授業時間、教室校舎の面積、学生数に対する教師の数、教師の資格等についての基準を満たしていなければならない。問題があるとされれば告示を取り消される。学校法人でも株式会社等の企業法人でもよい。新制度スタート後5年間は移行期間で従来通り。2029年からは文科省の認定日本語教育機関が同じ役割を担う。

法務省告示機関の日本語教師

以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。

- ①4年制大学を卒業した学士であって、所定の教育機関で420単位時間以上を修了した者。
- ②「日本語教育能力検定試験」に合格した者。現在受験資格の制限はない（従来は20歳以上）。
- ③大学または大学院で日本語教育を主専攻・副専攻として所定の単位を取得した者。

●2024年4月以降の新制度

2023年5月、日本語教師の資格及び日本語学校の基準に関する新制度を定めた「**日本語教育機関認定法**」が国会で成立した。同法による新制度は2024年4月スタート。国家資格としての「**登録日本語教員**」が誕生する。

認定日本語教育機関

現行制度が認定の対象とするのは、学生が留学ビザを得て学ぶ学校のみだが、新制度では就労系のビザ（「技術・人文知識・国際業務」etc.）で国内に滞在する外国人等を教える日本語学校も、（留学生が学ぶ学校とは別の基準での）認定対象となる。

移行措置

現行制度から新制度への切り替えの移行措置あり。

以下は文部科学省が令和6年5月に発表した「登録日本語教員の登録等について」より↓

登録日本語教員の資格取得の方法について



- **養成課程と実践研修は、登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関の最初の登録が行われる令和6年11月末頃以降、登録を受けた機関が養成課程・実践研修を開始し次第、受講することが可能**となります。
(養成課程は375単位時間以上、実践研修は45単位時間以上)
- **令和15年3月31日までの経過措置として、必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等**として文部科学省の確認を受けた養成課程等（※1）を修了し、かつ、**学士以上の学位**を有する方は、日本語教員試験の**基礎試験と実践研修が免除**（※2）されます。
※1 https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94040601_01.pdf
※2 実践研修が免除されるのは、必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等として確認を受けた課程等には教育実習が含まれるためです。
- **現時点（令和6年5月）では、経過措置の対象である必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等の受講が可能**であり、当該課程等を修了し学士以上の学位を有する方は、日本語教員試験の応用試験に合格することで、登録日本語教員の資格を取得することができます。
- また、日本語教員試験の合格に有効期限は無いため、**先に日本語教員試験を受験・合格し、登録を受けた機関の実践研修が開始されて以降の任意の時期に実践研修を受講・修了することで、登録日本語教員の資格を得ることも可能**です。

【人口に関して】

国連人口基金 (UNFPA) の「世界人口白書 2023」によると、2023 年の世界人口は 80 億 4500 万人。前年より 7600 万人の増加となった。(※1) 世界人口が 80 億人を突破するのは初めて。また、これまで 1 位だった中国をインドが抜き、はじめて人口世界 1 位の座についた。中国は 2022 年に 1961 年以来初めて人口が減少に転じた。

(出典)

UN, [World Population Prospects : The 2022 Revision](#)

【参考】 [データベースの使い方](#)

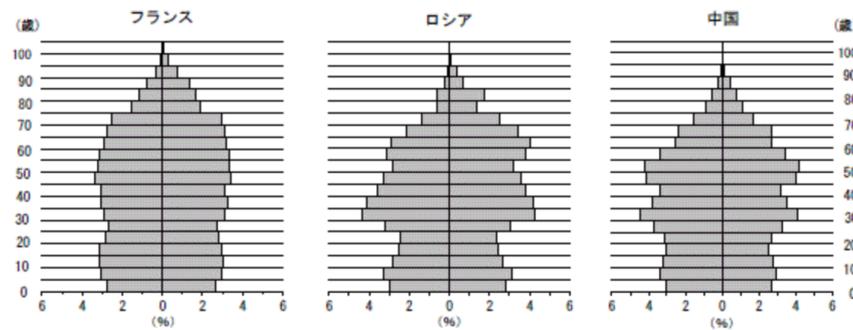
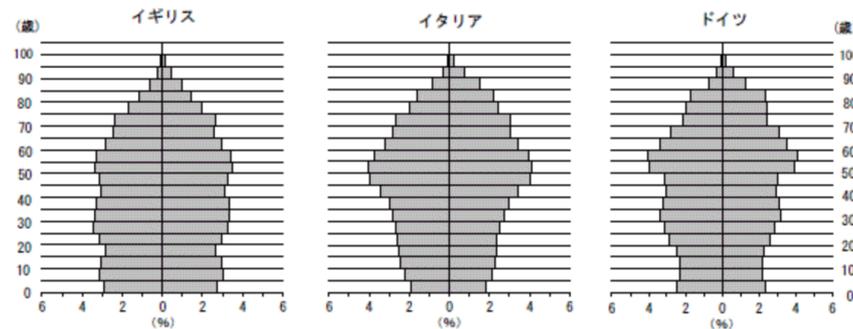
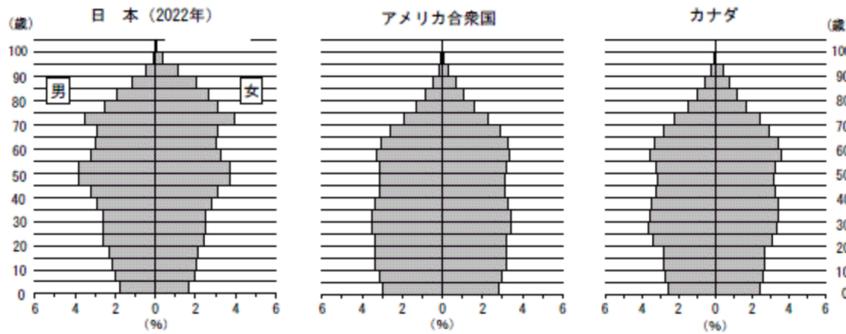
2022年9月ダウンロード

(解説)

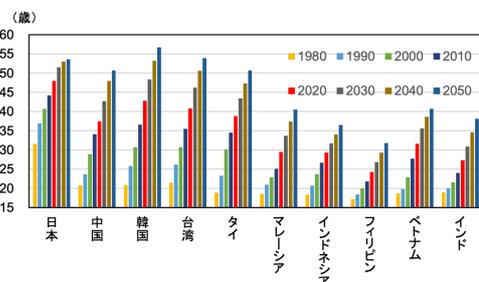
年齢は7月1日現在における満年齢。

(グラフ)

2 人口ピラミッド (年齢階級別割合、2020年)



図表 10 アジア主要国別年齢中央値 (2030 年以降は予測)

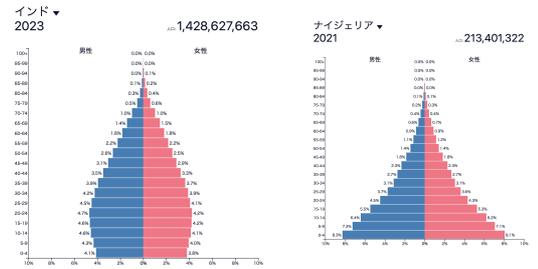


(資料) WPP2022

月 11 日)

世界全体の人口増加率は 2020 年には 1% を下回った。世界人口は 2030 年に約 85 億人、2050 年に 97 億人に増加、2080 年代中に約 104 億人でピークに達する見込み。

別資料より: インドは合計特殊出生率が 2.2 に低下した(2.1 が人口増減がなくなる数値とされる。)



【2024年最新】国・地域別の世界人口ランキング (国連)

それでは、2024年時点での最新の国連推計による国・地域別の世界人口ランキングを見ていきましょう。

このランキングは、世界237の国と地域が対象となっています。また、このランキングは2024年の国連の年次推計を参照しているため、今後発表される実際の2024年の国・地域別人口とは異なる可能性があります。

順位	国・地域名	2024年人口	人口増加率
1	インド	14億4171万9852人	0.9%
2	中国	14億2517万8782人	0.0%
3	アメリカ	3億4181万4420人	0.5%
4	インドネシア	2億7979万8049人	0.8%
5	パキスタン	2億4520万9815人	2.0%
6	ナイジェリア	2億2915万2217人	2.4%
7	ブラジル	2億1763万7297人	0.6%
8	バングラデシュ	1億7470万1211人	1.0%
9	ロシア	1億4395万7079人	-0.3%
10	エチオピア	1億2971万9719人	2.5%
11	メキシコ	1億2938万8467人	0.7%
12	日本	1億2263万1432人	-0.5%
13	フィリピン	1億1910万6224人	1.5%
14	エジプト	1億1448万4252人	1.6%
15	コンゴ民主共和国	1億0562万5114人	3.3%
16	ベトナム	9949万7680人	0.6%
17	イラン	8980万9781人	0.7%
18	トルコ	8626万0417人	0.5%
19	ドイツ	8325万2474人	-0.1%
20	タイ	7188万5799人	0.1%
21	タンザニア	6941万9073人	2.9%
22	イギリス	6796万1439人	0.3%
23	フランス	6488万1830人	0.2%
24	南アフリカ	6102万0221人	1.0%
25	イタリア	5869万7744人	-0.3%
26	ケニア	5620万3030人	2.0%
27	ミャンマー	5496万4694人	0.7%
28	コロンビア	5234万0774人	0.5%
29	韓国	5174万1963人	-0.1%
30	ウガンダ	4992万4252人	2.8%

2021年度海外日本語教育機関調査 結果概要

2022年11月24日
独立行政法人 国際交流基金

2022年11月24日発表(独)交流基金
21年9月調査開始分。この調査は同基金が3年ごとに実施しているもので、前々回2018年調査の結果は2020年6月に発表された。
前回通りなら、24年9月調査開始分の発表は、25年11~12月頃。その前に速報値が発表される可能性もある。

1.概要 (1)調査結果の概要

141の国・地域で日本語教育の実施を確認
機関数: 18,272機関(過去2番目の多さ)
教師数: 74,592人(過去2番目の多さ)
学習者数: 3,794,714人(過去3番目の多さ)



前回調査=2018年度
142か国・地域で日本語教育の実施を確認
機関数: 18,661機関・教師数: 77,323人・学習者数: 3,851,774人
初回=1979年度は、
日本語教育を実施している国・地域の数: 70
機関数: 1,145機関・教師数: 4,097人・学習者数: 127,167人

2021年度海外日本語教育機関調査結果の概要

日本語学習者/教師/教育機関数の推移

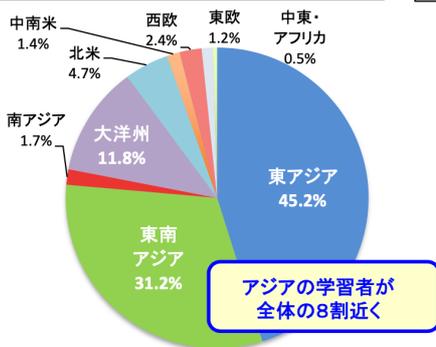


学習者数上位10か国・地域

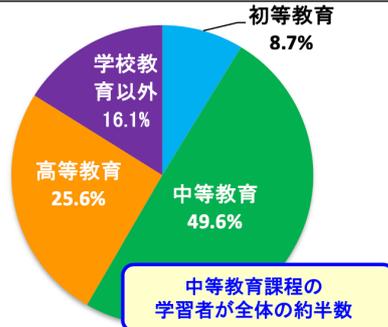
2018年度 順位	2021年度 順位	国・地域名	2021年度 学習者数(人)	増減数(人)
1	1	中国	1,057,318	+52,693
2	2	インドネシア	711,732	+2,253
3	3	韓国	470,334	△61,177
4	4	オーストラリア	415,348	+10,173
5	5	タイ	183,957	△1,005
6	6	ベトナム	169,582	△4,939
8	7	米国	161,402	△5,503
7	8	台湾	143,632	△26,527
9	9	フィリピン	44,457	△7,073
10	10	マレーシア	38,129	△1,118

※2018年度調査結果との比較

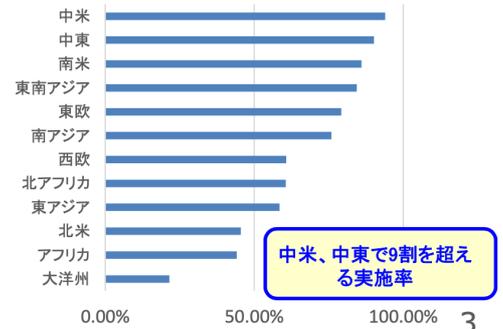
地域別学習者数の割合(計379万人)



教育段階別学習者数の割合(計379万人)



地域別オンライン学習実施率



4. 学習者数 (2) 地域別増減及び上位10か国・地域

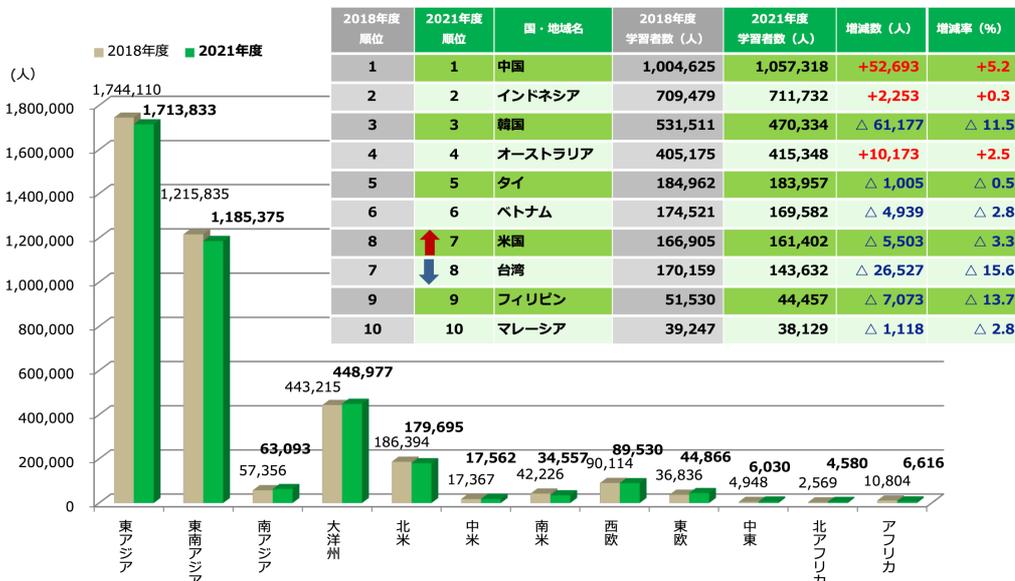


表1 日本語教育実施機関・施設等数、教師等数、日本語学習者数

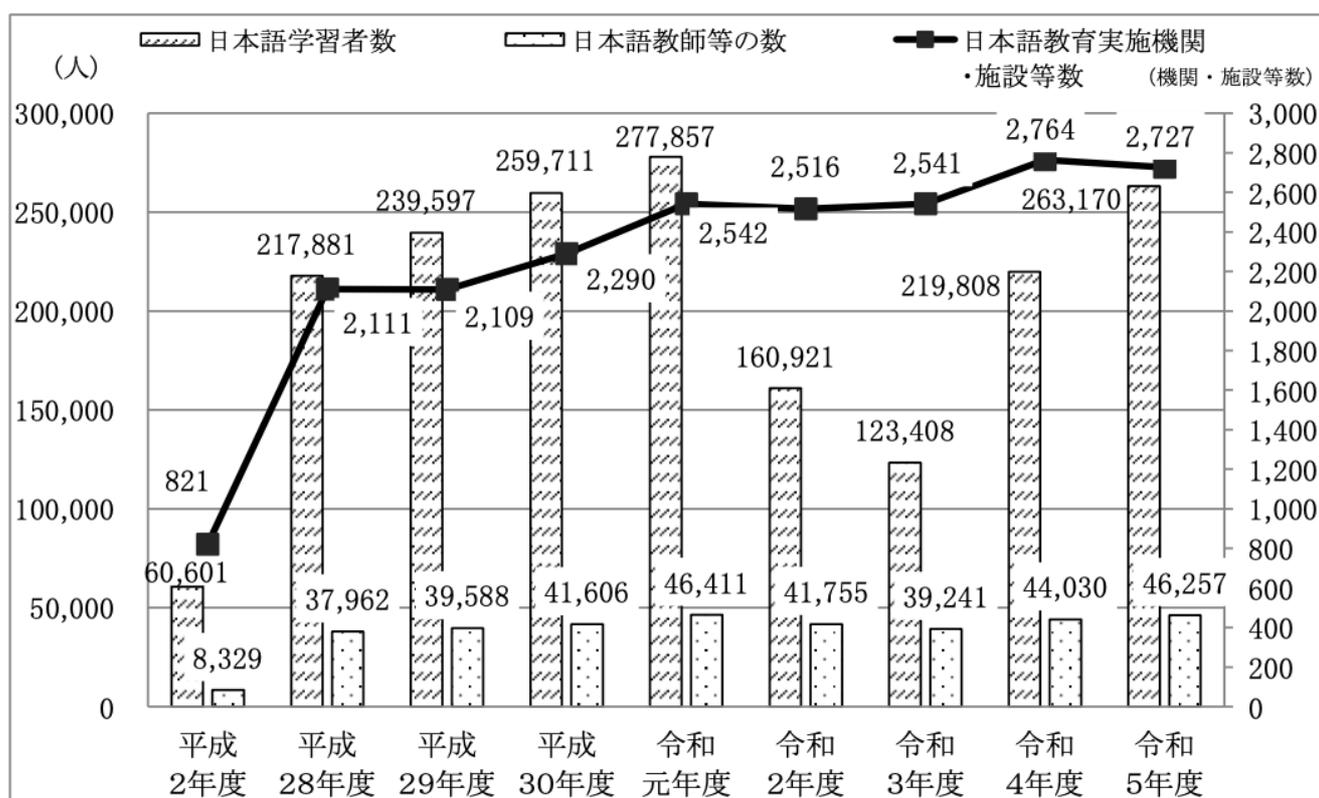
	機関・施設等数	教師等数	日本語学習者数
大学等機関	545	4,534	53,447
地方公共団体・教育委員会	566	9,467	30,343
国際交流協会	338	9,308	24,679
法務省告示機関	634	13,143	122,001
任意団体等	644	9,805	32,700
合計	2,727	46,257	263,170

平成2年度からの推移を見ると、日本語教育実施機関・施設等数は821から2,727(3.3倍)に、日本語教師等の数は、8,329人から46,257人(5.6倍)に、日本語学習者数は60,601人から263,170人(4.3倍)にそれぞれ増加している。

表2 日本語教育実施機関・施設等数、教師等数、日本語学習者数の推移

	平成2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日本語教育実施機関・施設等数	821	2,111	2,109	2,290	2,542	2,516	2,541	2,764	2,727
日本語教師等の数	8,329	37,962	39,588	41,606	46,411	41,755	39,241	44,030	46,257
日本語学習者数	60,601	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408	219,808	263,170

図1 日本語教育実施機関・施設等数の推移



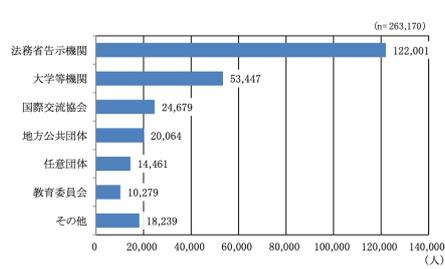
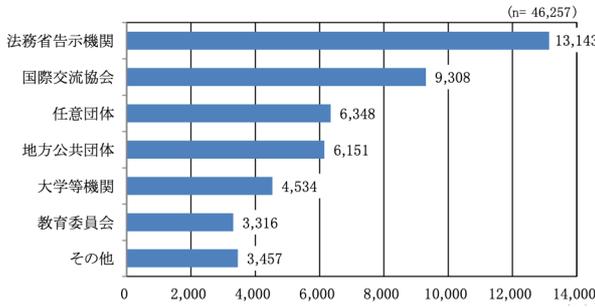


図5 日本語教師等の数（職務別）

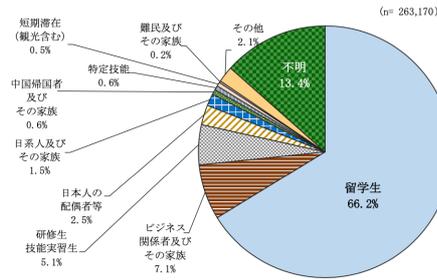
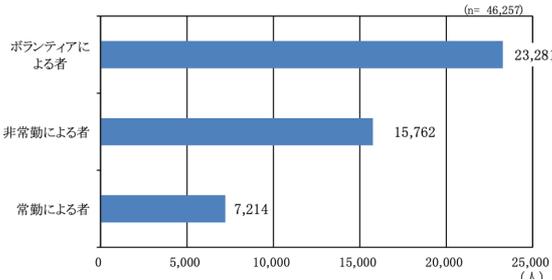


図12 出身地域別割合（全体）

表5 年代による職務別の日本語教師等の数

	年代									不明	計
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	計		
常勤	5 (0.0%)	816 (1.8%)	1,376 (3.0%)	1,784 (3.9%)	1,669 (3.6%)	959 (2.1%)	193 (0.4%)	412 (0.9%)	7,214 (15.6%)		
非常勤	15 (0.0%)	603 (1.3%)	1,298 (2.8%)	2,990 (6.5%)	4,379 (9.5%)	4,175 (9.0%)	1,271 (2.7%)	1,031 (2.2%)	15,762 (34.1%)		
ボランティア	352 (0.8%)	1,031 (2.2%)	764 (1.7%)	1,716 (3.7%)	2,969 (6.4%)	4,949 (10.7%)	5,097 (11.0%)	6,403 (13.8%)	23,281 (50.3%)		
合計	372 (0.8%)	2,450 (5.3%)	3,438 (7.4%)	6,490 (14.0%)	9,017 (19.5%)	10,083 (21.8%)	6,561 (14.2%)	7,846 (17.0%)	46,257 (100.0%)		

※ボランティアの区分は、平成6年度調査より設定。

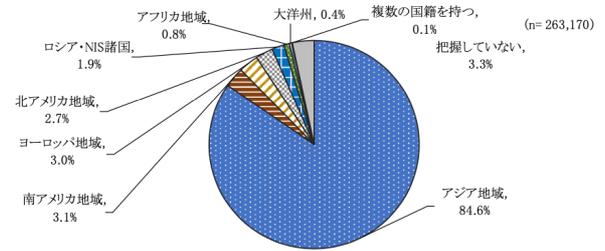


表12 日本語学習者数（国・地域別）

順位	国・地域名	令和4年度の日本語学習者数	令和5年度の日本語学習者数		
			合計(割合)	大学等機関(順位)	一般の施設・団体(順位)
1	中華人民共和国	67,027	76,425 (29.0%)	22,598 (1)	53,827 (1)
2	ネパール	25,721	37,348 (14.2%)	2,326 (4)	35,022 (2)
3	ベトナム社会主義共和国	31,643	33,971 (12.9%)	5,495 (2)	28,476 (3)
4	ミャンマー連邦共和国	4,954	10,586 (4.0%)	1,292 (8)	9,294 (5)
5	フィリピン共和国	8,025	10,227 (3.9%)	456 (17)	9,771 (4)
6	インドネシア共和国	7,367	8,845 (3.4%)	1,411 (7)	7,434 (7)
7	スリランカ民主社会主義共和国	5,018	8,315 (3.2%)	534 (14)	7,781 (6)
8	大韓民国	6,675	6,847 (2.6%)	4,117 (3)	2,730 (13)
9	台湾	4,622	6,165 (2.3%)	1,856 (5)	4,309 (10)
10	ブラジル連邦共和国	4,389	5,593 (2.1%)	206 (26)	5,387 (8)
11	アメリカ合衆国	5,104	5,373 (2.0%)	1,675 (6)	3,698 (11)
12	バングラデシュ人民共和国	3,506	5,049 (1.9%)	504 (15)	4,545 (9)
13	タイ王国	3,499	3,846 (1.5%)	908 (9)	2,938 (12)
14	モンゴル国	2,573	3,102 (1.2%)	461 (16)	2,641 (14)
15	インド共和国	2,242	2,325 (0.9%)	361 (19)	1,964 (15)
16	日本	2,202	2,243 (0.9%)	562 (13)	1,681 (16)
17	フランス共和国	1,738	1,831 (0.7%)	835 (10)	996 (21)
18	ウズベキスタン共和国	1,599	1,783 (0.7%)	225 (21)	1,558 (19)
19	パキスタン・イスラム共和国	1,245	1,766 (0.7%)	152 (30)	1,614 (18)
20	ペルー共和国	1,228	1,680 (0.6%)	63 (43)	1,617 (17)

※表は上位20か国・地域のため、合計しても100%に達しない。

(3) 出身地域別の状況・受講者数(国・地域別)(上位15か国・地域)

日本が26,961人(86.9%)と最も多く、次いで、中国が1,802人(5.8%)、韓国が164人(0.5%)、ベトナムが130人(0.4%)の順となっている。

前年度と比較すると、日本が825人、中国が722人、韓国が47人増加している。また、4位から8位までを見るとフィリピンが26人、アメリカが40人、ネパールが27人増加しており、ベトナムが5人、台湾が16人減少している。

表19 出身地域別の状況・受講者数(国・地域別)

順位	国・地域名	令和4年度の受講者数	令和5年度の受講者数			
			合計(割合)	大学等機関(順位)	一般の施設・団体(順位)	
1	日本	26,136	26,961 (86.9%)	11,214 (1)	15,747 (1)	
2	中華人民共和国	1,080	1,802 (5.8%)	1,174 (2)	628 (2)	
3	大韓民国	117	164 (0.5%)	140 (3)	24 (7)	
4	ベトナム社会主義共和国	135	130 (0.4%)	101 (4)	29 (6)	
5	フィリピン共和国	33	59 (0.2%)	11 (10)	48 (3)	
6	台湾	67	51 (0.2%)	37 (5)	14 (9)	
7	アメリカ合衆国	8	48 (0.2%)	2 (16)	46 (4)	
8	ネパール	20	47 (0.2%)	13 (9)	34 (5)	
9	ブラジル連邦共和国	23	27 (0.09%)	17 (6)	10 (10)	
10	ミャンマー連邦共和国	15	26 (0.08%)	7 (12)	19 (8)	
11	インドネシア共和国	26	22 (0.07%)	15 (8)	7 (12)	
12	マレーシア	15	17 (0.05%)	16 (7)	1 (22)	
13	タイ王国	11	16 (0.05%)	11 (10)	5 (13)	
14	ペルー共和国	5	10 (0.03%)	2 (16)	8 (11)	
15	モンゴル国	13	9 (0.03%)	4 (13)	5 (13)	

※本表は上位15か国・地域のみ。合計は必ず100%には達しない。

III 地域日本語教育コーディネーターの現状

図23 地域日本語教育コーディネーター数(機関・施設等別)

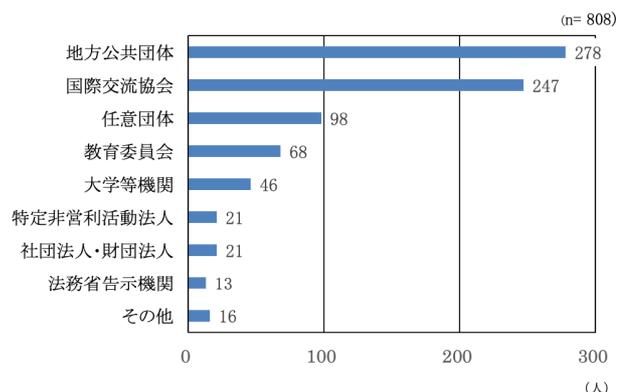
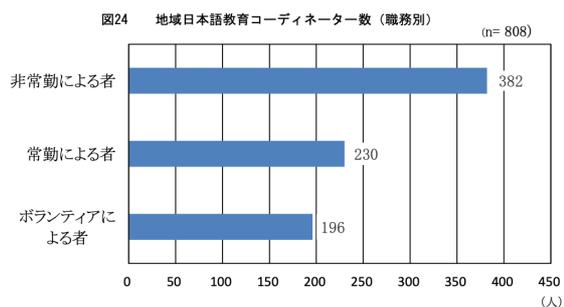


表20 地域日本語教育コーディネーターの業務内容

(単位: 件)

		養成・研修	実態把握	企画・運営	連絡・調整	その他	合計
コーディネーターの業務内容		155	236	299	304	55	1,049
職務別	常勤による者	69	112	116	131	20	448
	非常勤による者	63	88	128	115	15	409
	ボランティアによる者	23	36	55	58	20	192

(注) 複数回答あり。

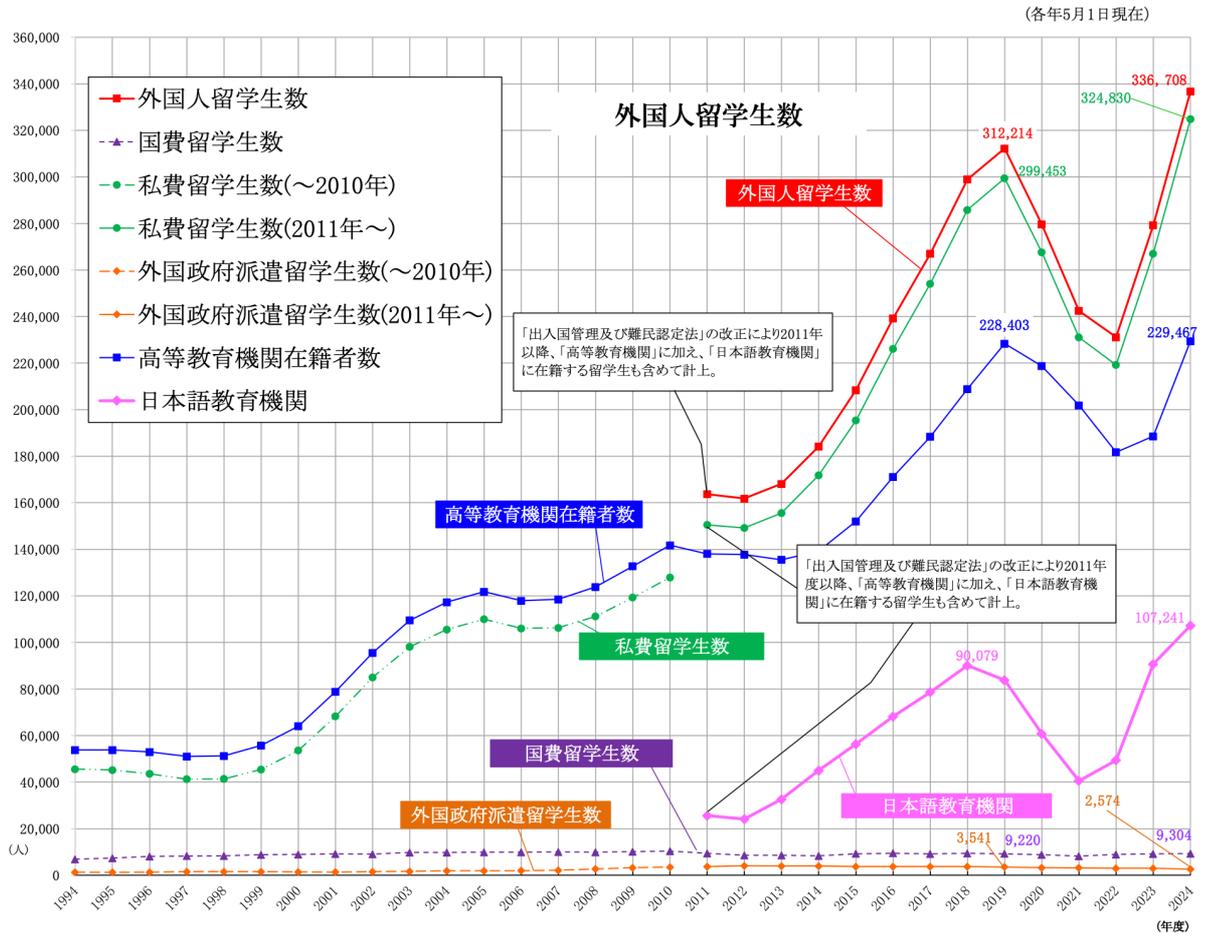
※日本学生支援機構の調査は留学ビザで滞在する外国人を対象であり、日本語学習者以外を含む。

文化庁の調査は国内の日本語学習者が対象であり、日本国籍者も含む。

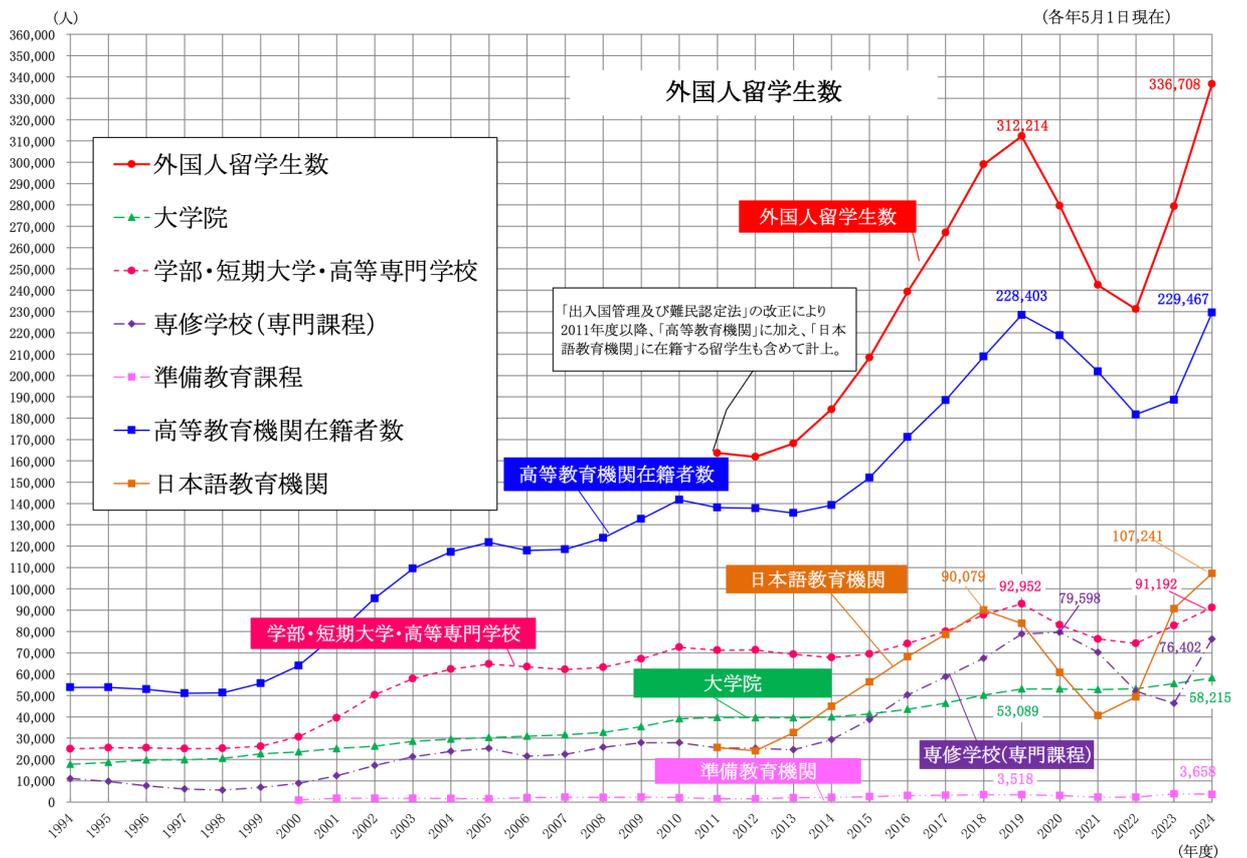
日本語教育振興協会の調査は同協会加盟などの日本語学校の学生が対象。

※「出入国管理及び難民認定法」の改正(2009年7月15日公布)により、2010年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化

されたことから、2011年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めた留学生数も計上。



1997:アジア通貨危機 2003:10万人計画達成,福岡事件 2008:リーマンショック 2011:東日本大震災 2020~23:コロナ入国制限



出身地域別留学生数

地域名	留学生数	構成比
アジア	311,566人 (254,224)	92.5% (91.0)
欧州	13,312人 (13,364)	4.0% (4.8)
北米	4,516人 (4,667)	1.3% (1.7)
アフリカ	2,741人 (2,595)	0.8% (0.9)
中南米	2,452人 (2,238)	0.7% (0.8)
中東	1,333人 (1,291)	0.4% (0.5)
大洋州	781人 (883)	0.2% (0.3)
その他 (無国籍)	7人 (12)	0.0% (0.0)
計	336,708人 (279,274)	100.0% (100.0)

()内は2023年5月1日現在の数

	国立		公立		私立		計		
	留学生数	構成比	留学生数	構成比	留学生数	構成比	留学生数	構成比	
在 学 段 階	大学院	34,411人 (34,207)	59.1% (61.6)	2,176人 (2,134)	3.7% (3.8)	21,628人 (19,198)	37.2% (34.6)	58,215人 (55,539)	100.0% (100.0)
	大学 (学部)	10,844人 (10,892)	12.4% (13.6)	1,719人 (1,735)	2.0% (2.2)	74,858人 (67,735)	85.6% (84.3)	87,421人 (80,362)	100.0% (100.0)
	短期大学	0人 (0)	0.0% (0.0)	2人 (11)	0.1% (0.6)	3,263人 (1,944)	99.9% (99.4)	3,265人 (1,955)	100.0% (100.0)
	高等専門 学校	504人 (499)	99.6% (99.6)	0人 (0)	0.0% (0.0)	2人 (2)	0.4% (0.4)	506人 (501)	100.0% (100.0)
	専修学校 (専門課程)	0人 (0)	0.0% (0.0)	52人 (35)	0.07% (0.08)	76,350人 (46,290)	99.9% (99.9)	76,402人 (46,325)	100.0% (100.0)
	準備教育 課程	131人 (118)	3.6% (3.0)	0人 (0)	0.0% (0.0)	3,527人 (3,755)	96.4% (97.0)	3,658人 (3,873)	100.0% (100.0)
	日本語 教育機関	0人 (0)	0.0% (0.0)	100人 (96)	0.1% (0.1)	107,141人 (90,623)	99.9% (99.9)	107,241人 (90,719)	100.0% (100.0)
	計	45,890人 (45,716)	13.6% (16.4)	4,049人 (4,011)	1.2% (1.4)	286,769人 (229,547)	85.2% (82.2)	336,708人 (279,274)	100.0% (100.0)

()内は2023年5月1日現在の数

在学段階・公私立別留学生数↑

男女別留学生数↓

性別	留学生数		構成比	
男	186,346人	(156,126)	55.3%	(55.9)
女	150,305人	(123,140)	44.6%	(44.1)
回答できない	57人	(8)	0.0%	(0.0)
計	336,708人	(279,274)	100.0%	(100.0)

()内は2023年5月1日現在の数

出身国(地域)別留学生数

中国・ネパールの合計で 55.9%(前年度 54.9%, 前々年度 55.4%)

国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比
中国	123,485人 (115,493)	36.7% (41.4)	インド	1,685人 (1,612)	0.5% (0.6)
ネパール	64,816人 (37,878)	19.2% (13.6)	ロシア	1,502人 (1,575)	0.4% (0.6)
ベトナム	40,323人 (36,339)	12.0% (13.0)	パキスタン	1,340人 (896)	0.4% (0.3)
ミャンマー	16,596人 (7,773)	4.9% (2.8)	ドイツ	1,215人 (1,282)	0.4% (0.5)
韓国	14,579人 (14,946)	4.3% (5.4)	英国	953人 (1,117)	0.3% (0.4)
スリランカ	12,269人 (6,819)	3.6% (2.4)	ブラジル	855人 (756)	0.3% (0.3)
台湾	7,655人 (6,998)	2.3% (2.5)	イタリア	820人 (869)	0.2% (0.3)
バングラデシュ	7,597人 (5,326)	2.3% (1.9)	カンボジア	617人 (590)	0.2% (0.2)
インドネシア	6,778人 (6,552)	2.0% (2.3)	カナダ	598人 (591)	0.2% (0.2)
モンゴル	4,085人 (3,677)	1.2% (1.3)	メキシコ	566人 (533)	0.2% (0.2)
アメリカ合衆国	3,918人 (4,076)	1.2% (1.5)	スペイン	479人 (568)	0.1% (0.2)
タイ	3,588人 (3,616)	1.1% (1.3)	オーストラリア	472人 (575)	0.1% (0.2)
ウズベキスタン	2,844人 (2,315)	0.8% (0.8)	シンガポール	462人 (407)	0.1% (0.1)
マレーシア	2,681人 (2,542)	0.8% (0.9)	トルコ	433人 (335)	0.1% (0.1)
フィリピン	2,535人 (2,292)	0.8% (0.8)	その他	8,950人 (8,813)	2.7% (3.2)
フランス	2,012人 (2,113)	0.6% (0.8)	計	336,708人 (279,274)	100.0% (100.0)

()内は2023年5月1日現在の数

高等教育機関のみの

出身国(地域)別留学生数→

中国・ネパールの合計で57.5%(前年度54.2%)。ベトナムは微増したが、ネパールが158%増でベトナムを逆転し2位に。

国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比
中国	94,635人 (87,789)	41.2% (46.6)	インド	1,445人 (1,255)	0.6% (0.7)
ネパール	37,203人 (14,437)	16.2% (7.7)	ドイツ	1,056人 (1,122)	0.5% (0.6)
ベトナム	22,633人 (22,353)	9.9% (11.9)	ロシア	874人 (803)	0.4% (0.4)
韓国	13,566人 (13,919)	5.9% (7.4)	パキスタン	796人 (526)	0.3% (0.3)
ミャンマー	6,996人 (3,600)	3.0% (1.9)	英国	769人 (921)	0.3% (0.5)
スリランカ	5,860人 (2,532)	2.6% (1.3)	ブラジル	610人 (595)	0.3% (0.3)
台湾	5,839人 (5,475)	2.5% (2.9)	カンボジア	560人 (535)	0.2% (0.3)
インドネシア	5,397人 (4,892)	2.4% (2.6)	イタリア	548人 (566)	0.2% (0.3)
バングラデシュ	5,157人 (2,907)	2.2% (1.5)	カナダ	482人 (493)	0.2% (0.3)
アメリカ合衆国	3,032人 (3,299)	1.3% (1.7)	シンガポール	398人 (351)	0.2% (0.2)
タイ	2,779人 (2,788)	1.2% (1.5)	オーストラリア	383人 (458)	0.2% (0.2)
マレーシア	2,451人 (2,288)	1.1% (1.2)	メキシコ	382人 (364)	0.2% (0.2)
モンゴル	2,323人 (1,922)	1.0% (1.0)	スペイン	317人 (381)	0.1% (0.2)
ウズベキスタン	1,652人 (1,021)	0.7% (0.5)	エジプト	307人 (314)	0.1% (0.2)
フランス	1,627人 (1,619)	0.7% (0.9)	その他	7,833人 (7,718)	3.4% (4.1)
フィリピン	1,557人 (1,312)	0.7% (0.7)	計	229,467人 (188,555)	100.0% (100.0)

高等教育機関の
出身国(地域)別
短期(期間1年未満)
留学生数:右下↓

日本語教育機関(準備教

()内は2023年5月1日現在の数

課程と専修学校(専門課程)
を除く)における
出身国(地域)別留学生数↓

国・地域	留学生数
中国	28,850人
ネパール	27,613人
ベトナム	17,690人
ミャンマー	9,600人
スリランカ	6,409人
バングラデシュ	2,440人
台湾	1,816人
モンゴル	1,762人
インドネシア	1,381人
ウズベキスタン	1,192人
その他	8,488人
計	107,241人

国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比
中国	6,221人 (4,739)	31.0% (27.6)	マレーシア	179人 (136)	0.9% (0.8)
アメリカ合衆国	1,782人 (2,063)	8.9% (12.0)	スペイン	174人 (203)	0.9% (1.2)
韓国	1,680人 (1,449)	8.4% (8.4)	オランダ	163人 (191)	0.8% (1.1)
台湾	1,420人 (1,150)	7.1% (6.7)	シンガポール	152人 (115)	0.8% (0.7)
フランス	1,085人 (1,021)	5.4% (5.9)	ロシア	150人 (164)	0.7% (1.0)
ネパール	991人 (219)	4.9% (1.3)	メキシコ	131人 (107)	0.7% (0.6)
ドイツ	741人 (766)	3.7% (4.5)	フィンランド	129人 (128)	0.6% (0.7)
ベトナム	493人 (448)	2.5% (2.6)	バングラデシュ	119人 (58)	0.6% (0.3)
英国	463人 (495)	2.3% (2.9)	ブラジル	113人 (92)	0.6% (0.5)
タイ	365人 (369)	1.8% (2.1)	インド	112人 (68)	0.6% (0.4)
イタリア	301人 (313)	1.5% (1.8)	ポーランド	111人 (99)	0.6% (0.6)
インドネシア	290人 (272)	1.4% (1.6)	フィリピン	105人 (73)	0.5% (0.4)
カナダ	226人 (240)	1.1% (1.4)	スウェーデン	105人 (122)	0.5% (0.7)
オーストラリア	213人 (272)	1.1% (1.6)	ウズベキスタン	105人 (44)	0.5% (0.3)
スリランカ	190人 (173)	0.9% (1.0)	その他	1,556人 (1,529)	7.8% (8.9)
ミャンマー	187人 (51)	0.9% (0.3)	計	20,052人 (17,169)	100.0% (100.0)

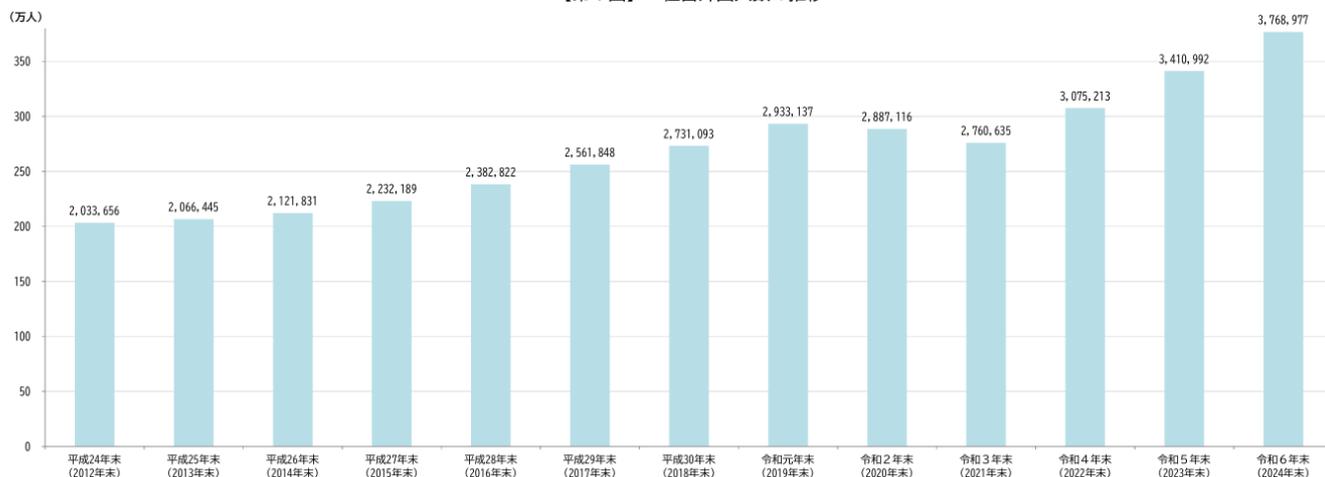
()内は2023年5月1日現在の数

令和6年末現在における在留外国人数について

令和6年末現在における中長期在留者数(注1)は、349万4,954人、特別永住者数は、27万4,023人で、これらを合わせた在留外国人数は、376万8,977人となり、前年末(341万992人)に比べ、35万7,985人(10.5%)増加。性別では、男性が、191万3,516人(構成比50.8%)、女性が、185万5,431人(同49.2%)、その他(注2)が、30人。在留カード及び特別永住者証明書上に表記された国籍・地域の数値は、195(無国籍を除く。)。上位10か国・地域では、韓国以外は前年末に比べ増加。ネパールがブラジルに代わって第5位に。

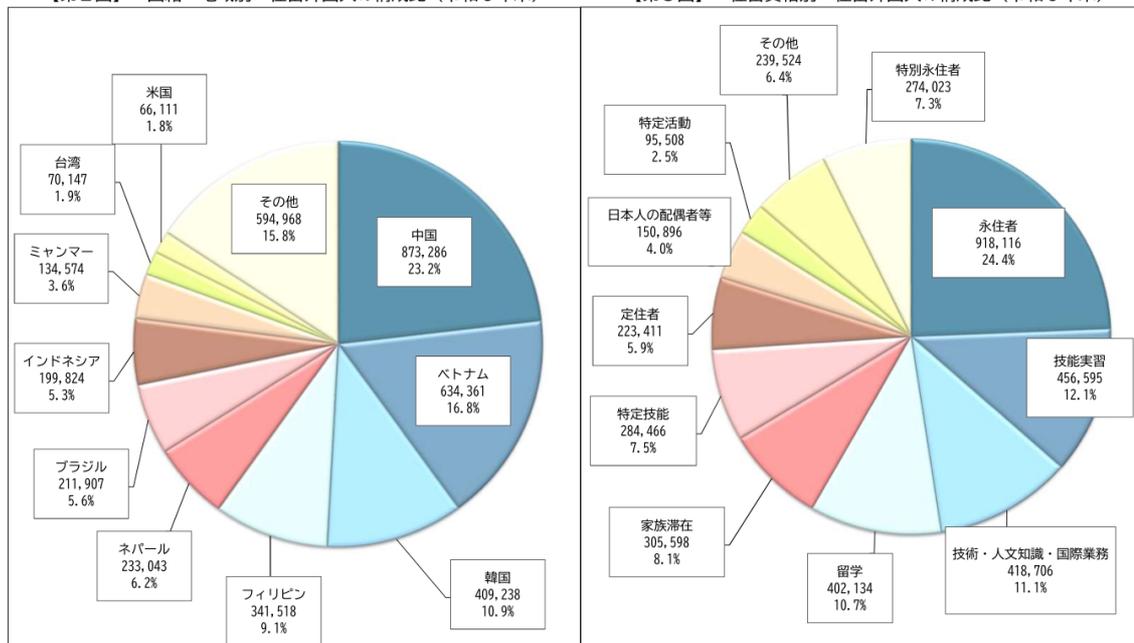
(1)中国	873,286人 (+51,448人)	(6)ブラジル	211,907人 (+67人)
(2)ベトナム	634,361人 (+69,335人)	(7)インドネシア	199,824人 (+50,723人)
(3)韓国	409,238人 (-918人)	(8)ミャンマー	134,574人 (+48,028人)
(4)フィリピン	341,518人 (+19,472人)	(9)台湾	70,147人 (+5,484人)
(5)ネパール	233,043人 (+56,707人)	(10)米国	66,111人 (+2,703人)

【第1図】 在留外国人数の推移



【第2図】 国籍・地域別 在留外国人の構成比 (令和6年末)

【第3図】 在留資格別 在留外国人の構成比 (令和6年末)



日本の総人口(国内滞在期間が3ヶ月を超える外国人を含む)

2025年1月1日現在概算値: 1億2359万人。

2024年8月1日現在の確定値は1億2388万7千人。

国内外国人数: 358万

8956人とする、推定外国人比率は**2.90%**(前年推定比率は2.82%)。

[2020年「国勢調査」の参考表によれば、日本における外国人人口は

2,747,137人である。日本の総人口の2.18%を占めるに至っており、「国勢調査」における外国人人口割合は過去最高。

在留資格	令和6年末(2024年末)		
	総数	構成比(%)	対前年末増減率(%)
総数	3,768,977	100.0	10.5
中長期在留者	3,494,954	92.7	11.7
教授	7,488	0.2	3.6
芸術	669	0.0	15.3
宗教	4,805	0.1	16.0
報道	198	0.0	-6.6
高度専門職	28,708	0.8	19.8
高度専門職1号イ	2,528	0.1	10.8
高度専門職1号ロ	21,094	0.6	17.3
高度専門職1号ハ	3,338	0.1	50.4
高度専門職2号	1,748	0.0	18.1
経営・管理	41,615	1.1	10.9
法律・会計業務	159	0.0	0.0
医療	2,591	0.1	1.7
研究	1,323	0.0	1.7
教育	14,929	0.4	5.5
技術・人文知識・国際業務	418,706	11.1	15.6
企業内転勤	18,375	0.5	12.0
介護	12,227	0.3	31.1
興行	2,635	0.1	5.2
技能	46,712	1.2	9.9
特定技能	284,466	7.5	36.5
特定技能1号	283,634	7.5	36.1
特定技能2号	832	0.0	2,148.6
技能実習	456,595	12.1	12.9
技能実習1号イ	2,826	0.1	-20.0
技能実習1号ロ	139,475	3.7	-16.8
技能実習2号イ	4,049	0.1	79.6
技能実習2号ロ	280,723	7.4	71.9
技能実習3号イ	368	0.0	-62.5
技能実習3号ロ	29,154	0.8	-56.3
文化活動	2,712	0.1	5.1
留学	402,134	10.7	18.0
研修	754	0.0	5.6
家族滞在	305,598	8.1	14.9
特定活動	95,508	2.5	29.5
永住者	918,116	24.4	3.0
日本人の配偶者等	150,896	4.0	1.6
永住者の配偶者等	53,624	1.4	5.2
定住者	223,411	5.9	3.0
特別永住者	274,023	7.3	-2.6

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について

令和6年8月8日

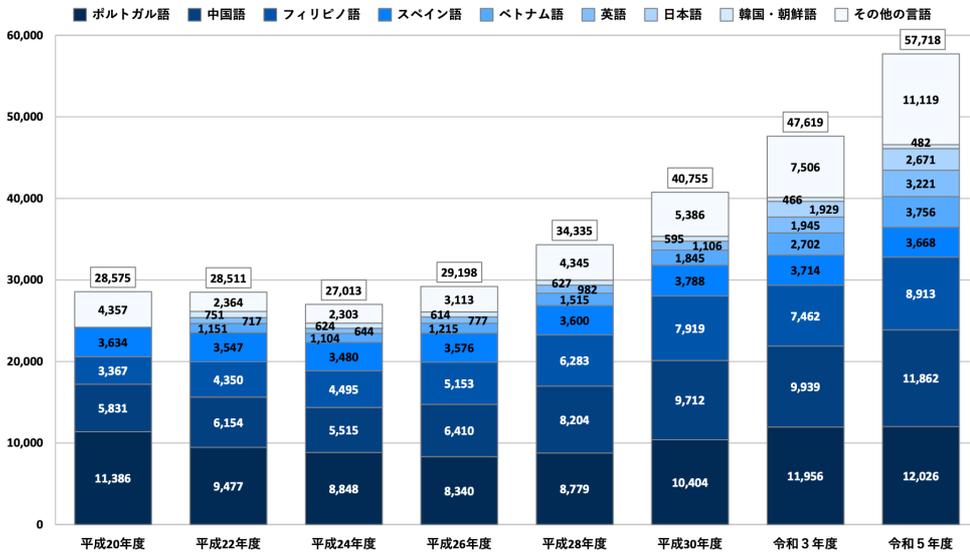
調査の結果、不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数が8,601人であることが明らかとなりました(令和5年度 外国人の子供の就学状況等調査)

調査基準日は5月1日。隔年調査で発表時期は一定しないが夏～秋。本発表の半年程度前(春頃)に速報値を発表する。文科省が調査を実施しない年には東京都が独自調査を実施する。

令和6年8月発表 文部科学省 総合教育政策局国際教育課

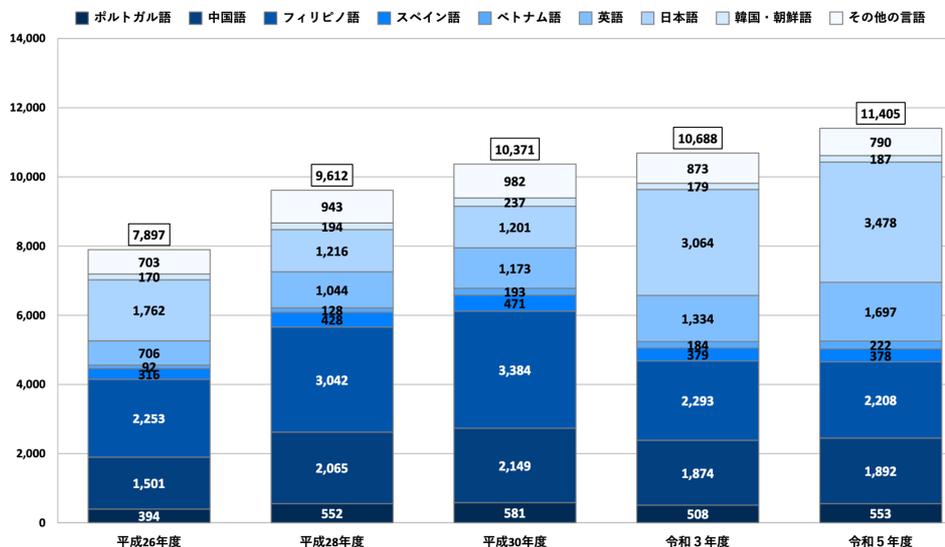
- 本調査における「日本語指導が必要な児童生徒」とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒を指す。
- 本調査における「外国籍」の児童生徒とは、地方公共団体が所管する学校に在籍している外国籍を持つ児童生徒を指す。日本国籍との二重国籍者は「日本国籍」として扱う。
- 「n」は、構成比算出の母数(地方公共団体数)を示している。
- 百分率による集計では、回答地方公共団体数(該当質問における該当者数)を100%として算出し、図表の数字に関しては小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記している。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがある。

2-1. 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語別在籍人数の推移



言語	義務教育学校			中等教育学校			特別支援学校			合計	
	令和5年度	令和3年度	令和5年度	令和3年度	令和5年度	令和3年度	令和5年度	令和3年度	令和5年度	令和3年度	
外国籍	527	339	75	66	615	453	57,718	47,619	57,718	47,619	
日本国籍	84	77	37	86	113	83	11,405	10,688	11,405	10,688	
合計	611	416	112	152	728	536	69,123	58,307	69,123	58,307	

2-3. 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の言語別在籍人数の推移



【入学資格——外国人学生が日本国内の教育機関に入学する場合】

●大学院

正規課程は、通常は国内で試験。研究生は書類選考のみがほとんど。

●大学・短大

外国において12年間の学校教育を修了していること。大韓民国の高卒学力検定、国際バカロレア、ドイツのアビトゥア資格など、大学入学資格の取得者も可。

ほとんどの場合、日本留学試験等のほか、各大学の試験に合格する必要がある。

留学生のための特別選考を行う大学は多い。海外でも選考を行うか海外から応募できる大学・書類選考だけで入学許可を出す大学がともに増えている。

▽準備教育課程

中等教育修了までに12年を要しない国（マレーシア、ミャンマー、ペルーetc.）の学生に対し、日本の大学入学資格を与えるため文部科学大臣が指定した課程。（初中等教育の期間は12年とするのが世界的潮流。近年ブラジル・フィリピン等が12年に移行。）

●専修学校（日本語学校を除く）

① 外国において12年間の学校教育を受けていること。または「準備教育課程」を修了し、18歳に達していること。

② 教育を受けるに必要な日本語能力があること。次の3条件の一つを満たせば可。

1、日本語教育振興協会が認定し、法務大臣により告示されている日本語教育施設で、6ヶ月以上の日本語教育を受けた者

2、日本語能力試験の所定の級に合格した者

3、日本の小学校、中学校、高校において1年以上の教育を受けた者

●高等専門学校

制度上は、大学・短大と同じ。

【日本語の非母語話者を対象とする試験・教育の枠組み等】

●日本語能力試験(JLPT)

日本国際教育支援協会と国際交流基金が主催。近年は7月と12月に実施（海外は年1回の都市もある）。国内では協会、海外では基金が行う。大学入学考査の役割は、02年から建前上は「日本留学生試験」の「日本語」科目に引き継がれた。H22年度からは5段階。N1（旧1級900時間学習レベルよりやや難しい問題を含む。合格ラインはほぼ同じ）、N2（旧2級相当）N3（旧2級と3級の間）、N4（旧3級相当）、N5（旧4級相当）となった。コロナ発生直前の2023年には国内全都道府県、海外92の国と地域、二百数十都市で実施され、N1～N5の合計受験者数は約126万人であった。全レベル合計の合格率は4割弱。

海外の医師免許その他の資格を持つ者が、日本の医師・歯科医師・獣医師・看護師等の国家試験を受験する場合には、N1合格が条件となる。日本の永住権その他のビザを得る上で、N1またはN2合格者は、高度人材としての評価ポイントが加算され有利になる。EPA（経済連携協定）に基づく看護師・介護福祉士候補として来日するには、出身国その他の条件によりN5～N3の合格が必要。

●BJTビジネス日本語能力テスト（旧ジェットロビジネス）

1996年スタート。初年度は16カ国32都市で実施。成績証明方式。JETROの事業としては2008年度で終了し、09年度からは日本漢字能力検定協会の主催となったが、現在もJETROその他の半公的団体が後援。各種ビザ取得の際の日本語力の証明として使える。480点以上でJLPTのN1と同等、400点以上でN2と同等と見なされる。

●私費外国人留学生統一試験（日本留学試験のスタートにより廃止）

2001年度まで財団法人国際教育協会により国内外数都市で実施されていた。

●日本留学試験(EJU)

2002年度新設。（独）日本学生支援機構(H15年度までは日本国際教育支援協会)が、毎年6月・11月、国内十数都道府県とアジア地域を中心とする海外十数都市で、年1回以上実施。

文系は日本語・総合科目・数学。理系は日本語・理科（物理化学生物から2科目選択）・数学。「日本語」科目を除き出題言語は日本語と英語だが、各大学学科が受験言語を指定。受験者は各大学学科が指定する科目・出題言語に基づいて受験。成績証明方式で2年有効。利用率は年々上昇し、（全学部全学科とは限らないが）国立大はほぼ全て、主な私立大も大半が利用している。渡日前入学許可実施校（および学科）は、専門学校も含め年々増加中。

●国際交流基金日本語基礎テスト

2019年、新設された在留資格の「特定技能1号」の取得に適する日本語能力（「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力」）があるかを判定するためのテストとして突然作られた。コンピューター試験で即時に結果判定。初年度はアジア9カ国で年6回程度実施。2024年2-3月は11カ国22都市と日本の各都道府県で実施。3レベルあり、JF日本語スタンダードに基づくものとされる。

CEFR（セファール）

2001年にヨーロッパの言語教育の場で共有される枠組みとして発表されたもので、外国語をどのレベルまで習得しているかを判定する際の国際的なガイドラインとして現在広く用いられている。

JFスタンダード

日本語教育のコースデザイン・授業設計・評価等の枠組みで、国際交流基金が下記のCEFRに基づいて開発した。

ACTFL-OPI テスト

OPIとはOral Proficiency Interviewの頭文字。ACTFL(全米外国語教育協会)が開発した非母語話者の会話能力を測定するテストで、汎言語的に用いることができる。扱う言語数は日本語を含め30を超える。同協会が研修を受け認定されたテスト(試験官)が試験を実施・評価する。初級から超級まで4レベルあり、面接やロールプレイ等によって受験者の能力を総合的に判定する。現時点ではテストとして普及しているとは言えず、テストの養成など課題は多いが、OPIの考え方や手法は語学教育に影響を及ぼしている。

●日本語教育の参照枠

上記のCEFRを参考に、日本語教育に関わる者全てが参照できる学習や評価のための枠組みとして取りまとめられた。以下の「概要」(次頁)のほか、文化庁作成の利用のための手引きがある。

【日本語教育と関係の深い公益法人等】

●公益財団法人 日本国際教育支援協会(04年4月改名、「支援」の2字が加わる)

1957年設立。文部科学省の外郭団体。留学生の受け入れ・宿舍運営・医療費補助その他の援助ほか、外国人留学生に対する国の施策を一元的に実施する中核機関とされる。日本語能力試験・日本語教育能力検定試験を実施。留学生を対象とする奨学金の貸与、一時金貸与、学生教育研究災害傷害保険、日本学生支援機構の奨学金に対する機関を実施してきた。

●一般財団法人 日本語教育振興協会

1989年、上海事件を機に文部科学省・法務省・外務省の共同所轄として設立。日本語教育施設の質的向上を図るため、『日本語教育施設の運営に関する基準』に基づく日本語教育施設の審査・認定・日本語教育施設要覧の作成・配布等を行うとされた。H22の事業仕分け以前はビザ認定校の選定事業を事実上独占的に行っていた。

●(独)国際交流基金

1972年、外務省所轄の特殊法人として設立された。文化交流を通じた国際相互理解・国際友好親善の促進を目的とする。日本の国際文化交流の中核をになう専門機関とされ、学術・日本語教育・芸術・スポーツなど幅広い分野での交流事業を実施。03年10月、独立行政法人に改組。

●(独)日本学生支援機構

2004年、公益法人等の組織再編により、旧・日本育英会(特殊法人)を中心として設立された。同時に(財)国際学友会(1940年設立。留学生の保護・学生交換招致や奨学金支給・会館や日本語学校の経営等を行ってきた)は解散し、その業務を引き継いだ。日本留学試験を実施。

【日本語教育に関する公的プログラム等】

●日本語パートナーズ派遣事業

独立行政法人国際交流基金アジアセンターが、2014年度よりASEAN諸国向けに実施。 ※これまでの派遣先は、インドネシア、台湾、ベトナム、ラオス、フィリピン、タイ、カンボジアなど。派遣期間は9ヶ月程度。

●EPA(経済連携協定)日本語予備教育事業 ～国際交流基金HPより

— 事業概要 —

1. EPA(経済連携協定)日本語予備教育事業とは
経済連携協定(EPA)に基づき来日を希望するインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者を対象に、約6か月間実施する初級から中級程度の日本語教育です。

2. 訪日前研修開始の経緯

外国人看護師・介護福祉士候補者(以下「候補者」)の受け入れは、EPA(経済連携協定)に基づき、インドネシアは2008(平成20)年度から、フィリピンは2009(平成21)年度から開始(※1)。候補者は、一定の日本語能力(日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力)を有すると認められた場合を除き、EPAの協定では、6か月の日本語研修を受けることになっていた。

制度がスタートしてみると、6か月の日本語研修のみでは不十分であるとわかったため、日本政府は2010(平成22)年度に追加的な予算措置を行ない、訪日前日本語予備教育(以下、「訪日前研修」)を現地で開始。途中より国際交流基金(以下、「JF」)がインドネシアとフィリピンで研修を開始した。現在、JFが訪日前研修を担当しているインドネシア人及びフィリピン人候補者を対象にした日本語研修は、訪日前6か月、訪日後(協定に基づき)6か月の合計12か月。

【在留資格関係】

※コロナ期間は、特例措置として、法務省が在留資格認定証明書の有効期限を延長した。

●入管法(出入国管理及び難民認定法)その他に関して 最近の主な法改正 ～出入国管理庁HP

2024=令和6年6月 入管法改正 (永住資格取消が可能になる事由に、公租公課を意図的に支払わない、一定の犯罪によって拘禁刑に処せられた場合などが加わる)、同時に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が改正された。新法は2026~2027年に施行の見通し。(「育成就労」制度の創設など)

2023=令和5年改正、R6年6月施行 (難民申請中でも3回目以降は強制送還が可能になった)

2018=平成30年改正 (在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設 など)

2016=平成28年改正 (在留資格「介護」の創設, 偽装滞在者対策の強化のための罰則・在留資格取得事由の整備, など) ※「介護」の在留資格は、国内の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格ある者が介護または介護指導の仕事をするためのもの。

2014=平成26年改正 (在留資格「高度専門職」の創設, 船舶観光上陸許可の制度の創設, 自動化ゲート利用対象者の拡大, 在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の統合, 在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への変更, PNRに係る規定の整備 など)

2009=平成21年改正 (在留カード・特別永住者証明書の交付など新たな在留管理制度の導入, **外国人登録制度の廃止**, 在留資格「技能実習」の創設, 在留資格「留学」と「就学」の統合(H22年7月), 入国収容所等視察委員会の設置, など)

●就労に関して

○特別永住者: 就労や日本国内に居住する権利については日本人と同等(重大犯罪を犯しても国外退去処分にならない)。1952年にサンフランシスコ講和条約が発効するまでは日本国籍であった旧植民地の出身者で終戦以前から継続して日本国内に住んでいる人、およびその子孫。(実際にはその後、朝鮮戦争動乱期などに入国した人も少なくない。)

2019年6月末時点での特別永住者の実数は、31万7849人。2019年6月末時点の国籍別では「韓国・朝鮮」が98.8%。三大都市圏の10都府県に集中。近畿圏(大阪・兵庫・京都の3府県)に45%、首都圏(東京・神奈川・埼玉・千葉の4都県)に22%、中京圏(愛知・三重・岐阜の3県)に7%が居住している。

○永住者・定住者・日本人の配偶者

全て就労制限はない。基本的に制限なく正社員として働ける。「素行善良」でなければ資格を取れない。

永住者：日本で10年以上収入を持ち生活してきた素行善良(30km以上のスピード違反を含め一定の法令違反がないこと)や日本人の配偶者等が申請できる。身元保証人が必要。1年超の実刑を受けると永住資格を取り消される場合がある。2024年6月成立の再改正・入管法では、納税を怠った場合(病気等の事情がある場合は定住者ビザへの切り替え等の配慮あり)、在留カードの不携帯でも永住権を取り消せることになった。

定住者：日系の2世3世やその配偶者・養子。(その他、一定条件を満たすミャンマー難民でマレーシアまたはインドネシアに保護されている者、中国残留日本人とその配偶者や20歳未満の実子など。)

○留学生(資格外活動)・特定活動(ワーキングホリデー)

留学生・ワーキングホリデーの場合には、現場労働での就労が可能。風俗業でないこと。

但し、留学生の場合は、**資格外活動**の許可を得ていること。週28時間以内(複数個所でバイトしている場合にも合算して28時間以内)。

○就職支援特定活動(46号)

2019年5月30日公布(入管法改正ではなく、同法が定める規定の変更による)。

この資格の創設により、一定条件を満たせば、サービス業や製造業など、今まで外国人の就労が認められなかったタイプの現場労働が可能になった。N1相当の日本語力があり、日本の大学又は大学院卒であること。(※技術・人文知識・国際は外国の大卒でも良いが、46号は日本の大学等の高等教育機関の卒業者のみ。)

フルタイム(常勤)雇用の正社員・契約社員のみ(アルバイト不可)。資格経験が同じ日本人と**同等以上の報酬**であること。単純労働のみではなく、日本人と外国人客や他の外国人社員をつなぐ「翻訳・通訳」の要素がある業務や、日本語を使った双方向のコミュニケーションをする業務であること。

○難民

就労可能。母国に戻れば迫害される恐れがあることを申請者が立証しなければならず、多くは書類審査のみで処理され、認定率は1%以下。一度申請して認められなかった場合、その他の在留資格を得るのが難しくなる。
改正された入管難民法（2023年6月成立、2024年6月施行）により、難民申請が3回目以降の人は申請中の強制送還が可能となった。

○「ウクライナ避難民」

条約による難民ではない。2022年3月～7月末までに1600人以上を受け入れた。（2021年までの40年で難民として日本政府が認定したのは915人）。日本到着後に就労可能なビザを発給。

○就労ビザ

「就労ビザ」と呼ばれるものは数種類ある。「技人国＝技術・人文知識・国際業務（学歴・実務経験が重要）」「技能（料理人や動物の調教師など多彩）」「企業内転職」「経営・管理」など。「報道」「教授」「興行」なども日本で働くための在留資格だが、別の基準があり、一般には就労ビザとは呼ばれない。「技術・人文知識・国際業務」は、最も一般的な就労ビザ。現場作業は認められない。

・**経営・管理ビザ**……上記の就労ビザの一種で、500万円の投資で在留資格を獲得できるため、このビザで滞在する外国人が10年で3倍になった。日本の格安な医療や教育サービスを受けることを目的に、営業実態のない会社を設立したり、民泊施設を買い取る（運営は外部委託）などしてこのビザを取得し、家族で移住する外国人が増え、問題視されるようになった。届け出た法人等以外での就労はできない。

○特定技能

2019年4月、日本国内で人手不足が深刻とされている特定産業分野（14業種）において、即戦力となる（単純労働を含む現場作業での）外国人の就労を可能にするために創設された在留資格である（出入国管理及び難民認定法第二条の二で定める）。一定の技能及び日本語能力基準を満たした者であること。学歴や特定の職務経験が必要なく、取得のハードルは比較的低い。同一業務であれば転職できる。技能実習制度で約3年以上の経験を積んだ実習生が試験を免除されて移行できる制度がある。

「特定技能1号」は、更新が必要で、通算で上限5年の在留期限あり。家族帯同不可。

定められた14分野（建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業など）に限り認められ、専門性や高度な技能を必要とした仕事に従事しなければならない。

「特定技能2号」は、更新期限は1号と同じだが、通算の上限なし。家族帯同可。現在のところ建設・造船船舶工業の2分野のみ（※2023年6月、9分野を追加し11分野とすることが閣議決定された）。特定技能1号を経ないで2号を取得するには、高い技能の証明（試験合格等）が必要。

※特定技能制度スタート時の当初5年間の受け入れ目標は、34万5150人であった。想定外のコロナの影響もあり、2023年12月末の特定技能1号による在留外国人は208,462人。政府は2024年からの5年間の受け入れ上限を現行の倍以上の80万人に引き上げた。

○技能実習

2009年創設。（それ以前の在留資格は「研修」で、研修生制度の問題点を改善する新制度として作られた。）

建前上は、国際貢献としての途上国への技術移転が目的。従って試験はない（介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）。最長5年。コロナ以前は原則として転職できなかったため「奴隷労働の隠れ蓑」との批判を受けていたが、2020年に転職が可能に（2020年9月に異業種間の転職も解禁）。

雇用調整のため利用してはならないとされている。（業界団体などごとに）人数制限あり。入国後2ヶ月間は日本語学習を含む講習を受講する。永住権取得に必要な年数にカウントされない。ただし、技能実習1号→技能実習2号→（技能実習3号→）特定技能1号→特定技能2号→永住者は可能。

※遅くとも2027年までに技能実習制度は廃止され、新設の「**育成就労**」制度に移行する。

項目	技能実習制度	育成就労制度
制度目的	国際貢献、人材育成 (人材確保の目的はなし)	人材育成、人材確保 (国際貢献の目的はなし)
在留資格	技能実習1号・2号・3号	育成就労
在留期間	最長5年	原則3年 (特例として最大6年間)
職種	移行対象職種・作業 または1年職種	育成就労産業分野・業務区分の範囲内
産業分野別の人数枠	なし	あり
受入れ機関の人数枠	あり	あり
転籍	原則不可 (やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は可能)	やむを得ない事情がある場合や、 本人の意向による転籍が可能
派遣	不可	農業漁業では可能
監督機関	外国人技能実習機構	外国人育成就労機構
送出機関	政府認定送出機関	職安法に基づき必要な範囲となり、「政府認定」送出機関である必要はないと思われる
監理団体	監理団体	監理支援機関
マッチング	監理団体が行う	監理支援機関が行う
計画	技能実習計画を作成	育成就労計画を作成
就労開始時点の日本語能力	原則なし(介護は日本語能力試験N4等)	日本語能力試験N5等(原則)
人材育成の内容	1号終了時に技能検定基礎級、2号終了時に技能検定随時三級合格	1年目の終了時：A1(N5等)、技能検定基礎級等 3年目の終了時：A2(N4等)、技能検定随時三級等

○育成就労

2024年6月の入管法等の法改正（2027年までに施行の予定）によって創設された。

原則3年の期間に特定技能1号に相当する人材に育成し、最終的には国内に定住して安定した労働力になってもらおうというもの。

技能実習と違い、転職を可能になり、監理団体の基準が厳しくなっている。

【日本語教育関係】

○日本語学習支援者

文化庁「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」では、「日本語教育人材」は「日本語教師／日本語教育コーディネーター／日本語学習支援者」の3種とされている。

「日本語学習支援者」は、具体的には、地元の自治体などが関わる日本語教室で学習者の会話の相手をしたり、教師を補佐したりするボランティア。（ソーシャルサポートの提供者としての役割もあるはずだが、明記されていない。）

文化庁がNPO法人などに委託して日本語教育支援者の研修を実施している。

◆公的・準公的機関による学習支援ホームページ

○CLARINET 文部科学省

○くりっくにっぽん 公益財団法人国際文化フォーラム

○みんなの教材サイト 国際交流基金

○かすたねっと 文部科学省（平成31年2月1日から文科省が管理・運営）

○みなと 国際交流基金（「JFにほんごeラーニング みなと」）

◆教育・学習に関して

○「BICS vs CALP(生活言語と学習言語)」

母語以外の言語環境に入った子供が、周囲の大人には「こっちの言葉はもうペラペラ」と思われながら、授業では落ちこぼれてしまう場合があるのは、生活言語と学習言語の差による。

生活言語=BICS(Basic Interpersonal Communication Skills)

その言語が話される環境で習得に2年を要する。日常生活においてもっとも必要とされる言語。

「聞く／話す」中心。

学習言語=CALP (Cognitive Academic Language Proficiency)

その言語が話される環境で習得に5～7年を要する。中等教育以降のより高い教育を受けるための能力。

「読む／書く」能力が重要。「聞く／話す」の能力も高める必要がある。

****試験直前に確認しておくべきこと（情報のアップデート）****

※アルファの直前対策コース（毎夏実施）では最新の情報をお伝えします。

対策コースを受講しない人やアルファ卒業後に受験する人は、各自で情報のアップデートをしてください。試験日間のニュース発表等は（問題作成に間に合わない）出題されません。概ね初夏以降の新発表の数字は反映されないと思っていいでしょう。（過去の検定では前年度の統計結果が出題されたことがある。今後の日本語教員試験がどうなるかは不明。）

①日本語教師の新設資格に関する公的な決定・発表があったか？

②外国人の国内滞在資格（ビザ）等に関して重要な変更や新設があったか？

（大きな変更はニュースになる。随時法務省HPに出る。行政書士事務所の私設HPもわかりやすい。）

③その他、外国人に関する注目すべきニュースがあったか？

④文化庁HPの新年度の「国内の日本語教育の概要」をチェック。（例年8～9月発表だが遅れる可能性あり。）※日本語教育振興協会の統計発表と混同しないこと。

⑤独立行政法人・日本学生支援機構の外国人留学生在籍状況調査の発表をチェック。（例年3～5月発表）

⑥出入国管理庁による国内外国人等数の発表をチェック。（例年12月末と3月末の数値を3月・10月頃に発表。事前の速報値の発表あり）

⑦文科省の日本語教育が必要な児童生徒の受け入れ状況調査の発表（次回はR8年の夏～秋頃）をチェック。

⑧国際交流基金の海外日本語教育機関調査（次回発表は2025年秋～冬頃。その前に速報値発表の可能性あり）をチェック。